

山口県表示適正事業所認定制度Q & A

【制度全般に関するQ & A】

Q 1 山口県表示適正事業所認定制度とはどのような制度ですか？

A 1 山口県食の安心・安全推進条例に基づき、食品表示の適正化を推進するため、適正表示に関する管理体制基準を満たしている事業所を山口県知事が認定する制度です。(有効期間は3年で更新制です。)

なお、認定は事業所ごとに行い、認定事業所は、県のホームページにおいて、事業所の名称等を公表します。

Q 2 「管理体制基準」とはどのようなものですか？

A 2 「山口県食の安心・安全推進条例」に基づき、食品表示の適正化を推進するための管理の体制に関する基準で、認定にあたっては、当該基準に適合することが必要となります。従って、認定の申請に際しては、基準に適合するよう事業所の管理体制を整備してください。

Q 3 認定を受けると何かメリットがありますか？

A 3 事業所における食品表示の適正化が推進され、消費者の信頼が向上します。店舗に掲示できる「認定ステッカー」を配布するとともに、山口県のホームページ「食の安心総合情報ホームページ」等で認定事業所を紹介します。また、表示適正事業所であることを認定事業所の店頭に掲示するなどの広告もできます。

Q 4 必ず認定を受けなければなりませんか？

A 4 この制度は、自主的に食品表示の適正化に取り組む事業所を支援する制度です。従って、認定の取得は、事業所の任意によるものであり、義務ではありません。

Q 5 認定の申請は誰でも出来ますか？

A 5 山口県内に所在する食品関連事業者(製造業者、販売業者等)であれば、申請は出来ます。また、本社が山口県外であっても、事業所が山口県内であれば、その県内にある事業所については、申請が出来ます。

ただし、「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」第4条(欠格要件)に該当する場合は、いずれの事業者も申請は出来ません。

Q 6 認定の有効期間はありますか？

A 6 有効期間は3年です。引き続き認定を希望される場合は、更新の申請を行ってください。

Q 7 認定を取り消されることがありますか？

A 7 有効期間内であっても、「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」第16条(認定の取消)に該当する場合は、認定の取り消しを行うことがあります。

認定を取り消した場合は、その旨を山口県のホームページ「食の安心総合情報ホームページ」にて公表します。

【申請等に関するQ & A】

Q 8 申請に必要な書類はどのようなものがありますか？

A 8 申請に必要な書類は以下のとおりです。

・「申請書」

・「管理体制の基準に適合することを明らかにする書類」

なお、「管理体制の基準に適合することを明らかにする書類」の様式は任意(従事証明書を除く)です。

Q 9 申請書の提出先を教えてください。

A 9 事業所を管轄する各健康福祉センター(下関市にあっては下関保健所)です。

Q 10 申請には、手数料がかかりますか？

A 10 手数料はかかりません。

Q 11 複数の事業所(店舗)を有しており、全ての事業所において認定を受けたいのですが、申請書類は事業所(店舗)ごとに必要ですか？

A 11 認定は、事業所(店舗)ごととなりますので、申請書は事業所(店舗)ごとに作成し提出してください。

Q 12 申請の審査は、どのように行うのですか？

A 12 初めに申請書(添付書類を含む)の内容について審査を行います。この時点で不備等があれば、修正等をお願いします。修正等が終われば、担当職員が事業所へ伺い、申請時の添付書類に基づき、事業所における表示適正のための管理体制が構築されているか必要な審査を行い、これらの結果を基に認定の可否を判断します。

Q 13 事業所での現地確認の際、不備が見つかった場合はどうなりますか？

A 13 不備内容について改善指示しますので、直ちに改善してください。(改善が確認されるまでは、審査は一時中断します。)

また、指示後、相当期間経過しても修正等が行われない場合は、不認定となる場合があります。

Q 14 認定後、申請時に添付した書類の内容が変わりましたが、どの様にすればよいですか？

A 14 「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」第12条に係る変更については、県知事に変更事項の届け出が必要となります。

Q 15 認定後、次の更新までの間、県では履行状況を確認されるのですか？

A 15 県では、必要に応じ、担当職員による立ち入り調査を実施し、管理体制基準への適合状況を確認します。また、認定事業者は、毎年1回、県知事に事業所の現況についての定期報告書を提出しなければなりません。

Q 16 更新申請の際に省略できる添付書類はありますか？

A 16 新規の際と同様の書類を添付していただきます。

Q17 認定証を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A17 「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」第13条に基づき再交付申請してください。

Q18 認定を受けた事業所が廃業した場合、認定はどうなりますか？

A18 「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」第14条に基づき廃止の届出をしてください。

【認定証のデザインの使用に関するQ & A】

Q19 個々の製品に認定のデザインを表示することができますか？

A19 当認定制度は、事業所の適正表示に向けた取組に対して認定するものであり、事業所が表示する個々の商品を認定するものではないため、個々の製品に表示することはできません。

Q20 認定のデザインの使用にあたって、決まりがありますか？

A20 「山口県表示適正事業所認定制度実施要綱」に基づき、認定を受けた事業者は、表示適正事業所であることを店頭に掲示するなどの広告をすることができますが、その場合、別に定めた「表示適正事業所であることの掲示等」に係る取扱規定に基づき行ってください。

【公表等に関するQ & A】

Q21 認定を受けた施設を消費者等はどのようにして知ることができますか？

A21 認定事業所は、県のホームページにおいて、事業所の名称等を公表します。